

# 越谷・松伏水道企業団工事写真撮影及び写真帳作成要領

企 業 長 決 裁

平成16年7月28日

## 1 趣旨

この要領は、越谷・松伏水道企業団（以下「発注者」という。）の発注する工事等が適正に行われていることを確認するため、工事写真（以下「写真」という。）を作成するのに必要な事項を定めたものである。

## 2 写真の種類

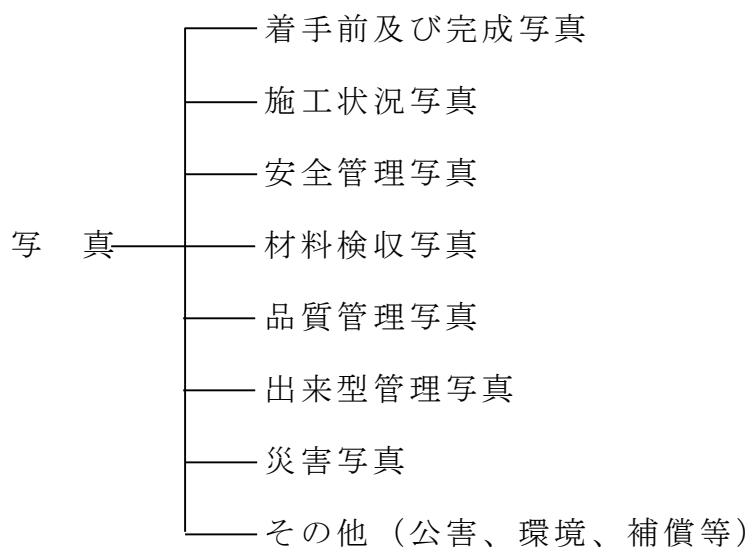
写真は、デジタルカメラによる写真（デジタル写真）とする。

## 3 デジタル写真の画素数等

デジタル写真の有効画素数は、完了検査時に黒板の文字等が判別・確認できるよう100万画素以上とすること。

## 4 写真の分類等

写真の分類は、次のように分類する。



## 5 撮影の要点

写真は、請負契約書、設計書、図面及び仕様書に照らして工事が適正に施工されたことを立証する資料となるものであるから、次の点に十分注意し撮影しなければならない。

- (1) 工事の内容を十分理解し、写真の目的をはっきり把握して、撮影すること。
- (2) 測定尺等をあてて、対象物の形状及び寸法が、はっきりわかるように撮影すること。
- (3) 圧力計、温度計等の計器を被写体とするときは、できるだけ工事の監督者（以下「監督者」という。）が現場に立会っている状況を入れて撮影すること。
- (4) 写真は原則として工種ごとに撮影し、次の項目を記載した小黒板等を被写体と共に写し込むこと。なお、設計寸法の記載に際しては、設計値は白で、実測値は赤で表示すること。

ア 工事名

イ 工事場所

ウ 工種名

エ 測点（位置）

オ 設計寸法

カ 略図

キ 撮影日

ク 請負業者名

ケ その他

- (5) 特殊な場合で、監督者が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影すること。

## 6 撮影方法

撮影は、次の方法によること。

- (1) 着手前の状況を明確にするため、現況写真と完成後の写真を対照し、その推移の証明となり、かつ、工事効果がわかるように撮影すること。
- (2) 着手前及び完成写真の撮影には、起点、中間点、終点に必ずポール等の目印を立て、同一方向、同一箇所により撮影する。
- (3) 工事に支障をきたすもの、又は工事により影響を及ぼす恐れのある建築物、構築物等があった場合は現況を撮影すること。
- (4) 工事完成後明視できなくなる箇所は、その形状、寸法、数量等を正確に立証できるように撮影すること。
  - ア 舗装版切断工…測定尺をあて切断幅を撮影すること。
  - イ 舗装版破碎工…測定尺をあて舗装厚を撮影すること。
  - ウ 掘削工…測定尺をあて掘削深及び掘削幅を撮影すること。
  - エ 埋戻工…締め固めの厚さは、一層あたり30センチ以下とし、一層ごとに測定尺をあて下がり撮影すること。
  - オ 路盤工…締め固めの厚さは、上層路盤については一層あたり15センチ以下、下層路盤については20センチ以下とし、一層ごとに測定尺をあて下がり撮影すること。
  - カ 舗装工…アスファルト乳剤の散布は、施工後に撮影すること。
  - キ ネジ筐設置工…測定尺をあて砕石基礎の縦横及び厚さを撮影すること。
  - ク 水替工…沈殿槽を設置した状況を撮影すること。
  - ケ 管布設工…荷吊り機械を使用した吊り込み状況、ポリスリーブ被覆後の配管状況、継ぎ手の確認状況を撮影すること。また、管上の土被りは、測定尺をあて撮影すること。

- コ 仕切弁設置工…監督員と箇所数を協議して撮影すること。
- サ 材料検収…材料名を黒板に記入し、監督員立会いの上、種類別に撮影すること。また、管径及び直管の長さ等は測定尺をあて撮影すること。
- シ 管切断工…測定尺をあて切り管の寸法を撮影すること。

## 7 留意事項等

その他次のことに留意すること。

### (1) 寸法確認の撮影をする場合の注意

- ア 被写体に対するデジタルカメラの位置によって、極端に映像が変わることがないようにすること。
- イ 寸法を表示する写真を撮影する場合は、測定尺とあて木に対するデジタルカメラアングルに注意し、写真に正確な寸法が表示されるようにすること。
- ウ 測定尺とデジタルカメラの位置は水平になるようにし、被写体の中心で直角の位置から写すこと。
- エ 基礎工事等のように、地形上から水平に撮れない場合は、あて木をごく薄いものにするか、糸を張って撮るなど工夫して、寸法が正しく読み取れるようにすること。
- オ 実測作業の撮影に当たっては、下げ振り、ポール、巻尺等を使用し、管の位置を含め撮影すること。

### (2) フラッシュ撮影をする場合は、反射光を受けない角度で撮影すること。

### (3) 同種類の工種を撮影する場合の注意

- ア 側点、周囲の地形、地物、側点杭を背景に入れる等、写真の中で位置がはっきりするよう工夫すること。

イ 小黒板を活用すること。

(4) 構造物の施工で、完成後に埋戻しをするときは、撮影時期を逸しないよう注意すること。

(5) 細部撮影をする場合は、位置が不明確になりやすいため、同一被写体で遠近の組写真にする等工夫すること。

(6) 写真を撮影したら目的に合った写真に撮れているか確認すること。

(7) 写真撮影の計画及び写真ができあがった場合は、監督者に意見を聞くことが望ましい。

## 8 写真の整理及び写真帳の作成

写真は、工事写真帳（以下「写真帳」という。）として、デジタル写真を印刷（以下「印刷写真帳」という。）したものと電子媒体に格納（以下「デジタル写真帳」という。）したもので整理すること。

(1) 写真帳には、工事の進捗ごとに撮影個所、簡単な説明等を記入すること。

(2) 写真帳には、工事の着手前と完成後の比較等ができるようにすること。

(3) デジタル写真帳は、マイクロソフト・エクセル又はマイクロソフト・ワードにより作成するもののほか、PDFファイルや市販の写真管理ソフトで作成したものとする。なお、エクセル及びワードで作成する場合、一ファイル当たりのデータサイズは50MB以内とすること。

## 9 写真帳の提出

写真帳の提出は、次によるものとする。

(1) 写真帳は、工事の完成時に印刷写真帳を1部、デジタル写真帳

を1部提出するものとする。なお、デジタル写真帳の電子媒体は、CD-RとしMO等の書き換え可能なものは不可とする。

(2) 市販の写真管理ソフトで作成したデジタル写真帳には、データを閲覧するビューワソフトを併せて格納して提出するものとする。

(3) 印刷写真帳は、A4判縦型とし表紙は図1のとおりとする。また、デジタル写真帳は図2のとおりとし、電子媒体に直接印字、ラベル印刷したものを貼付、又は油性フェルトペンで表記して、プラスチックケースに収納して提出すること。

(4) 監督者が指示する写真については、その都度必要に応じて提出すること。

## 10 その他

写真は、発注する工事が適正に行われているかを確認する重要なものであるため、修正等は絶対行わないこと。

### 附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。従前の工事写真作成要領は、廃止する。

### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成18年度中に締結した契約に基づく写真については、なお、従前の例によることができる。

### 附 則

この要領は、平成19年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

図 1

**工 事 写 真 帳**

工事名称 ○○○○○○○○○○  
工事場所 ○○○○○○○○○○  
工 期 ○○年○○月○○日から  
○○年○○月○○日

発注者名 越谷・松伏水道企業団  
受注者名 ○○○○○○○○○○

図 2

工事名称 ○○○○工事（○○道○○○号線）  
工事場所 ○○○○○○地内  
工 期 ○○年○○月○○日から  
○○年○○月○○日

発注者名 越谷・松伏水道企業団  
受注者名 ○○○○○○○○○○  
作成年月 ○○年○○月

○枚目／○枚